輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項及び第三項並び

に第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令

(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三○及び三三の項」を「三○の項」に改める。

第四条第一項ただし書中「第二号ホ」の下に「及びへ」を加える。

附則第三項中「、三三」を削る。

別表第一の三の二の項(二)に次のように加える。

10 ペプチドの合成を行うための装置

別表第一の五の項に次のように加える。

<u>-</u>+ ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性 のあ

る金属の粉 (二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。) 若しくはその合

	金の粉(二及び四の項の中欄並びに(五)に掲げるものを除く。)
別表第一	別表第一の七の項(十)の次に次のように加える。
	(十の二) フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモ
	ジュール、組立品又は装置
別表第二	別表第二の三三の項を次のように改める。
[11]11	削除
別表第七	別表第七の二の項中「一九及び三三の項」を「一九の項」に改める。

附 則

(施行期日)

この政令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

1

は、 当該各号に定める日から施行する。

第四条第一項ただし書の改正規定及び次項の規定 公布の日の翌日

第二条第二項の改正規定、 附則第三項の改正規定、 別表第二の改正規定及び別表第七の改正規定 令

和七年十二月一日

(罰則に関する経過措置)

前項各号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

要する特定の種類の貨物として指定することとする等の必要があるからである。 国際的な平和及び安全の維持のため、ペプチドの合成を行うための装置等について経済産業大臣の許可を